第十二条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改め、同項第二号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に、「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める。

（タクシー業務適正化特別措置法の一部改正）

第十三条　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「運転免許証」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」を加え、同条第三項中「運転免許証」の下に「その他の前項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加える。

第八条第二項中「添付し」を「添付し」に改め、「運転免許証」の下に「その他の第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加える。

（自動車安全運転センター法の一部改正）

第十四条　自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同項第十号」を「同法第十八条第一項」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第十五条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第四号並びに第百二十条第一項第十一号の三」を「第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項第三号、第百十九条の二、第百十九条の二の二第二項並びに第百十九条の三第二項第一号」に改め、同項の表第七十四条の三第一項の項中「」及び」を「」」に、「を除く。以下この」を「及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この」に改め、同表第七十四条の三第二項の項中「及び第六項」を「、第六項及び第八項」に改め、同表第七十四条の三第七項及び第八項の項中「及び第八項」を「から第九項まで」に改め、同表第七十五条の付記の項中「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に、「第百十九条の三第一項第四号」を「第百十九条の三第二項第一号」に改め、同表第百十七条の二第四号の項中「第百十七条の二第四号」を「第百十七条の二第二項第一号」に改め、同表第百十七条の二第五号の項中「第百十七条の二第二項第二号」に改め、同表第百十七条の二の二第八号の項中「第百十七条の二の二第二項第一号」に改め、同表第百十七条の二の二第九号の項中「第百十七条の二の二第二項第二号」に改め、同表第百十七条の二の二第十号の項中「第百十七条の二の二第二項第三号」に改め、同表第百十八条第一項第四号の項中「第百十八条第二項第三号」に改め、同表第百十八条第一項第五号の項中「第百十八条第一項第五号」を「第百十八条第二項第四号」に改め、同表第百十九条第一項第十一号の項中「第百十九条第一項第十一号」を「第百十九条第二項第四号」に改め、同表第百十九条第一項第十二号の項中「第百十九条第一項第十二号」を「第百十九条第二項第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

第百十九条の二	第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第四項	第四項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	同条第六項	第七十四条の三第六項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第八項	第八項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

第十九条第一項の表第百二十九条第一項第三号の項中「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に、「第一項第七号の規定に違反したとき」に、「違反する行為（」を「違反したとき（」に、「に係るもの」を「をすることを命じ、又は容認した場合」に改め、同表第百十九条の三第一項第四号の項を次のように改める。

第百十九条の三第二項第一号	又は	若しくは
	とき	とき又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したとき（前条第二項の規定に該当する場合を除く。）

第十九条第一項の表第百二十条第一項第十一号の三の項及び第百二十三条の項を削り、同条第二項中「第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第四号並びに第百十九条の二第一項第三号」を「第百十七条の二第二項、第百十八条第二項第三号及び第百十九条の二の二第二項」に改め、同条第四項中「第百十九条の三第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項」を「第百十九条の三第二項第一号（同法第五十一条の五第一項」に改める。

第十六条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表以外の部分中「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号及び第二号」に、「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改め、同項の表第七十五条の付記の項及び第百十九条の二の二第二項の項中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改め、同条第二項中「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号及び第二号」に、「及び第百十九条の二の二第二項」を「並びに第百十九条の二の四第二項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫

旅券法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十三号

旅券法の一部を改正する法律

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「受けようとする者」の下に「（以下この条において「申請者」という。）」を加え、「、次に掲げる書類及び写真を」及び「都道府県に出頭の上」を削り、「経由して外務大臣に」の下に「対し」を加え、「最寄りの領事館（領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。）に出頭の上」を削り、「領事館の長をいう。以下同じ。）に」を「領事官の職務を行う大使館若しく